

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会 自動運転ワーキンググループの審議状況について

自動運転ワーキンググループ開催概要

開催趣旨

自動運転タクシー等について、より迅速かつ円滑な社会実装が可能となるよう、交通政策審議会の下に「自動運転ワーキンググループ」を新たに設置し、制度のあり方の検討を実施。

検討課題

<ビジネスモデルに対応した規制緩和等>

- ①管理の受委託の運用の明確化
- ②特定自動運行時に必要な運行管理の在り方
- ③タクシー手配に係るプラットフォームに対する規律の在り方

<自動運転SWG※とりまとめを踏まえた3つの観点>

- ④認証基準等の具体化による安全性の確保
- ⑤事故原因究明を通じた再発防止
- ⑥被害が生じた場合における補償

委員

【委員長】

塩路 昌宏 京都大学 名誉教授

【委員】

- 菊間 千乃 松尾綜合法律事務所 弁護士
- 須田 義大 東京大学 生産技術研究所次世代モビリティ研究センター教授
- 笹倉 宏紀 慶應義塾大学 大学院法務研究科 教授
- 佐藤 典仁 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
- 竹岡 圭 日本自動車ジャーナリスト協会 副会長
- 寺田 一薫 福島学院大学マネジメント学部地域マネジメント学科 教授
- 中川 由賀 中京大学 法学部 教授
- 波多野 邦道 一般社団法人日本自動車工業会 安全技術・政策委員会
自動運転タスクフォース主査
- 廣瀬 敏也 芝浦工業大学 工学部 機械機能工学科 教授

開催経緯

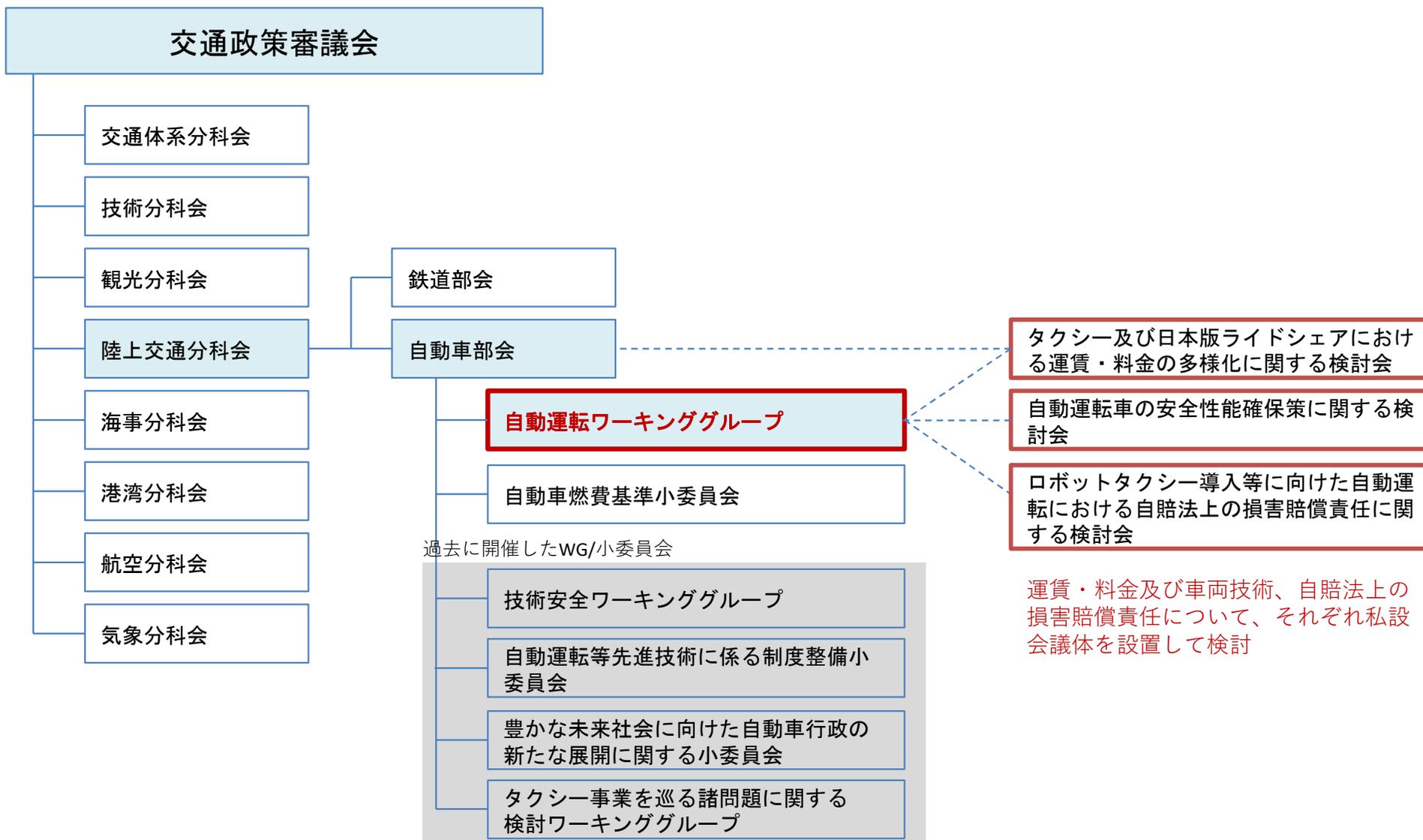
- **第1回（2024年10月7日（月））**
 - ・デジタル行財政改革会議等における議論の検討状況
 - ・検討課題①～⑥に関する現状
- **第2回（2024年12月4日（水））**
 - ・業界ヒアリング
 - ・検討課題①・②のとりまとめ案
 - ・検討課題⑤の審議に関する論点
- **第3回（2025年2月5日（水））**
 - ・検討課題④の審議
 - ・検討課題⑤に関する海外調査結果報告及び審議
- **第4回（2025年3月17日（月））**
 - ・検討課題③・④・⑥のとりまとめ案
- **第5回（2025年3月19日（水））**
 - ・検討課題⑤のとりまとめ案
- **第6回（5月予定）**
 - ・中間とりまとめ案

○ 交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会運営規則（抄）

（ワーキンググループ）

第1条 部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置して調査審議させることができる。

2 ワーキンググループの議決は、部会長が適当であると認めるときは、部会の議決とすることができる。



	検討課題	検討内容	今後の対応等(審議状況)
ビジネスモデルに対応した 規制緩和等	①管理の受委託の運用の明確化	自動運転の専門性を有すると認められる者については、タクシー事業の許可を有していなくても、その管理を受託し、タクシー事業者と共に自動運転タクシーが運行できるよう、運用を明確化	<ul style="list-style-type: none"> ●特定自動運行の管理の受委託の許可基準を整備済み
	②特定自動運行時に必要な運行管理の在り方	特定自動運行の場合、特定自動運行保安員の管理が主となるため、当該業務に即した運行管理者の要件を明確化	<ul style="list-style-type: none"> ●当面の間は運行管理者の必要な選任数について、事業者からの申請に応じて審査することで対応
	③タクシー手配に係るプラットフォームに対する規律の在り方	旅行業の登録を得てタクシー手配に係る費用を徴収しているプラットフォームに対する、道路運送法の観点からの新たな規律	<ul style="list-style-type: none"> ●自動運転も含めたタクシーの運賃・料金制度と配車アプリに係る手数料との関係を整理し、制度的に対応
自動運転SWGとりまとめを 踏まえた3つの観点	④認証基準等の具体化による安全性の確保	自動運行装置に係る保安基準/ガイドラインの具体化による、自動運転車の製造者が満たすべき安全性能の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ●国際的な動向も踏まえつつ、柔軟性の確保に留意して、まずはガイドラインを見直すことにより対応 ●保安基準を、世界に先駆けてドライバーレス車両にも対応したものとしていく ●とりまとめた方針を国連WP29で提案し、日本の安全性評価手法等を国際議論に反映
	⑤事故原因究明を通じた再発防止	責任追及から分離された事故原因究明を通じて再発防止を図るべく、運輸安全委員会における自動運転車に係る事故調査の体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●事故調査対象は、作動中の自動運転L3以上※ ※死亡重傷者が発生、又は、発生する可能性があったもの等にする ●調査体制(委員・調査官)を質・量両方の観点に留意して確保 ●データ解析機材の整備・維持、資格取得・研修等調査に要する予算も確保 ●専門技術的事項は、合理的な体制構築を図る
	⑥被害が生じた場合における補償	運行供用者責任の考え方、被害者補償の在り方等の点を含め、自賠法における損害賠償責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ●複数の主体が共同で旅客自動車運送事業等を実施する場合等における運行供用者責任の在り方等について、 <ul style="list-style-type: none"> ①乗客が運行供用者に該当することはない ②旅客自動車運送事業者は運行供用者に該当する
			等